

○財務省告示第二百二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成三十年七月四日に発行した利付国債の発行条
件等を次のとおり告示する。
平成三十年八月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第三百五
十一回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びそ 運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第三条第一項並びに特別
會計に關する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし
、価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募

			十	十		九	八	二						七																							
			イ	一				振						払																							
			ロ	イ				額	最	低	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	込	行	争	非	者						
			発	行	行	替	替	額	額	額	入	入	格	第	第	債	債	入	格	第	第	債	発	競	札	格	金	入	札	格	第						
			行	格	格	単	位	金	金	面	札	発	競	II	II	場	場	発	競	I	I	加	加	入	行	争	額	発	入	競	II						
札			五	二	万	千	八	百	八	億	三	千	四	十二	万	円							十	四	一	兆	七	千	九	百	三	十	五	億			
行			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
、			百	十	億																																
、			十	十	億																																
、			千	千	億																																
、			百	百	億																																
、			十	十	億																																
、			千	千	億																																
、			百	百	億																																
、			十	十	億																																
、			千	千	億																																
、			百	百	億																																
、			十	十	億																																
、			千	千	億																																
、			百	百	億																																
、			十	十	億																																
、			千	千	億																																
、			百	百	億																																
、			十	十	億																																
、			千	千	億																																
、			百	百	億																																
、			十	十	億																																
、			千	千	億																																
、			百	百	億																																
、			十	十	億																																
、			千	千	億																																
、			百	百	億																																
、			十	十	億																																
、			千	千	億																																
、			百	百	億																																
、			十	十	億																																
、			千	千	億																																
、			百	百	億																																

た利付国債について、額面金額
 で二千七百九十一億円

の記載又は記録は、最低額と
 の記載又は記録は、最低額と
 の記載又は記録は、最低額と
 の記載又は記録は、最低額と

平成三十年七月四日
 平成三十年七月四日
 平成三十年七月四日
 平成三十年七月四日

十三

国の債市場に特別参加者による競争入札による発行の特種債の経過利率の払込み

十四

初期利率

十五

第二期以後の子

十六

償還期限

年〇・一パーセント
募入決定の通知を受けた者は、
払込金額に加えて、次の算式によ
り算出した金額を第二十号に規
定する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{償還金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{14}{365}}$$

平成三十年十二月十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}}$$

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その期日以前六月間に属す
る利子を支払う。
平成四十年六月二十日

二 十 十 十
十 九 八 七

払 者 入 払 元 償
込 者 札 場 利 還
期 参 所 金 金
日 加 支 額

平 財 日 額
成 務 本 面
三 大 銀 金
十 臣 行 額
年 か ら 百
七 通 円
月 知 に
四 を つ
日 受 き
け 百
た 円
者